

会計監査人候補者の選定基準

I 選定方針

国立大学法人総合研究大学院大学（以下「本学」という。）の会計監査人候補者の選定に当たっては、本学会計監査人候補者選定委員会において、応募者から提出された提案書について、本選定基準に基づき評価した結果により選定を行う。

II 評価項目及び配点

1. 国立大学法人及び独立行政法人等に関する業務実績（以下の項目 2018 年度～2020 年度実績を記載）… 3 点

（1）監査実績（年度別法人数）

- ①国立大学法人・大学共同利用機関法人における監査実績
- ②公立大学法人における監査実績
- ③独立行政法人・国立研究開発法人における監査実績

2. 会計監査人業務… 4 5 点

（1）監査実施の基本方針（5 項目 × 各 3 点 = 1 5 点）

- ①国立大学法人等に対する会計監査人監査の基本的な考え方について（財務諸表等監査の考え方、監査の法規準拠性への考え方、経済性・効率性の視点、不正防止の視点）
- ②内部統制監査について
- ③監査計画立案について（リスク・アプローチに関する考え方）
- ④監査手続きについて（実査、勘定分析などに対する考え方）
- ⑤国立大学法人を監査するに当たっての考え方

（2）監査体制（5 項目 × 各 3 点 = 1 5 点）

- ①監査実施体制（監査チーム構成）、指揮命令体制（人員数、各者の担当業務・監査日数、監査実務経験）及び次年度以降の監査継続性を見据えた監査チーム構成について
- ②組織的なサポート体制について
- ③経営者との協議について
- ④監事及び内部監査室との連携について
- ⑤本学の監査をするに当たっての考え方（継続又は新規に監査を行うにあたっての考え方等）

（3）監査実施要領（5 項目 × 各 3 点 = 1 5 点）

- ①監査計画について(年間の監査実施日程を各年度毎に)
- ②監査実施手法について[予備調査・期中監査(月次監査含む)・期末監査]
- ③指導助言について(会計処理、財務諸表作成及び監査対象となる内部統制システムなどに関する指導助言)
- ④情報提供について(国立大学法人会計基準改訂や他大学の有用事例などの情報提供)
- ⑤会計監査報告、監査実施状況の報告について

3. 監査業務の品質管理…2点

- (1) 日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果
監査業務の品質管理の維持・向上に関する体制及び独自の審査体制等

4. 監査報酬見積額(年額)…28点

- (1) 会計監査費用の見積額(25点)
- (2) 監査日程等大幅な変更が生じた場合の処理方法等(3点)

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標…2点

III 得点の考え方

1. 「国立大学法人及び独立行政法人等に関する業務実績」の得点は以下のとおりとする。
3年間の合計実績数について
60件以上(3点)、60件未満30件以上(2点)、30件未満(1点)
2. 「会計監査人業務」の得点は以下のとおりとする。
優れている(3点)、普通(2点)、劣っている(1点)
3. 「監査業務の品質管理」の得点は以下のとおりとする。
優れている(2点)、普通(1点)、劣っている(0点)
4. 「監査報酬見積額」の得点は以下のとおりとする。
 - ①会計監査費用の見積額
得点=25点×(最低見積額÷提案者見積額)
ただし、得点付与の際に、小数点以下の数字が出た場合は、小数第二位を四捨五入して処理する。
 - ②監査日程等大幅な変更が生じた場合の処理方法等
優れている(3点)、普通(2点)、劣っている(1点)

5. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の得点は以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）

・えるぼし認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.9点

・えるぼし認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.4点

・えるぼし認定段階3＝1.8点

・プラチナえるぼし認定＝2点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定＝1点

・プラチナくるみん認定＝1.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）

・ユースエール認定＝1.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。